

銃砲刀剣類所持等取締法施行令

(昭和3. 3. 17政令第3号、

昭和46. 4. 20政令第131号)

に係る手続きに関する覚書

財団法人日本体育協会（以下「甲」という）と社団法人日本ライフル射撃協会（以下「乙」という）は銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第2号によって甲の推薦を受ける事務に関し、同法施行令第5条の4第2項に係る事務手続きについてはこの覚書きによるものとする。

1. 従来乙が甲に対して提出していた「ライフル銃所持推薦依頼書」(推薦様式第3号)は、これを廃止する。
2. 乙はライフル銃の所持許可について乙の登録競技者からの申請を受理したのち、乙の理事会において審査し推薦の承認を得た者を所定の書式（別紙ライフル銃所持推薦書）に記入、捺印のうえ乙の加盟団体を通し、申請者に交付するものとする。
3. 所定のライフル銃所持推薦書に捺印する印章については、あらかじめ甲より乙に交付するものとする。
4. 乙は誠意をもってこの印章の保管ならびにライフル銃所持推薦目的外の使用を防止する。
5. 乙は承認したライフル銃所持推薦書の記録を従来甲の使用した原簿に記入保管する。

以上事務手続きについて甲・乙とも了解し、甲の定める甲に係る文書処理細則第16条によって処理するものとする。

昭和50年10月20日

甲 財団法人 日本体育協会
事務局長 ◎

乙 社団法人 日本ライフル射撃協会
事務局長 ◎